

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成27年5月15日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 公の施設の概要

(1) 名称

秋田県営八幡平オートキャンプ場（以下「八幡平オートキャンプ場」という。）

(2) 所在地

秋田県鹿角市八幡平字切留平

(3) 設置目的

恵まれた自然の中で県民が自由時間を利用して行う観光レクリエーション活動のための利便の増進を図り、もってゆとりのある県民生活の実現に寄与する。

(4) 規模等

ア 敷地面積

キャンプ場敷地面積 187,754平方メートル

イ 施設概要

センターハウス1棟

ケビン棟1棟24室

ヒュッテ3棟12室

サニタリー棟4棟

四阿3棟

熱水供給施設4棟

テントサイト119区画

キャンピングカーサイト11区画

広場兼用テントサイト20区画

二輪車サイト10区画

多目的広場 面積5,472平方メートル

バーベキュー広場 面積1,524平方メートル

駐車場、給排水衛生施設、電気施設、工作物、場内道路、園路、樹木

2 指定管理者に行わせる管理の業務

(1) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 施設の利用の促進に関する業務

(4) その他施設の管理に関し知事が必要と認める業務

3 管理を行わせる期間

平成27年8月1日から平成33年3月31日まで（予定）

4 申請をする団体に必要な資格等

(1) 申請をする団体に必要な資格

オートキャンプ場を運営することができる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。

(2) 申請をすることができない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む）

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）

ウ 申請の日において、現に秋田県の指名停止措置を受けているもの

エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されているもの

オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの

カ 役員のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を含むもの

5 申請の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

ア 指定の期間に係る年度ごとの当該公の施設の事業計画書

イ 定款若しくは寄付行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

- ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
- エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類
- オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
- カ 役員名簿及び役員の履歴（氏名、氏名読み、生年月日、性別等）を記載した書類
- キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- ク 類似施設における業務実績を記載した書類
- ケ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）
- コ 4(2)に該当しない旨の申立書
- サ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出場所

郵便番号010-8572 秋田市山王三丁目1番1号
秋田県観光文化スポーツ部観光戦略課総務班（電話番号018-860-1461）

(3) 提出期限

平成27年5月29日（金）午後5時15分まで（郵送による提出の場合は当日必着）
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。

6 選定の方法、基準及び時期

- (1) 秋田県観光文化スポーツ部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

- ア 県民の平等な利用が確保されること。
- イ 施設の設置の目的が効果的に達成されること。
- ウ 効率的な管理が行われること。
- エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
- オ その他知事が必要と認めて定める基準。

- (2) 選定は、平成27年6月中旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに申請者に通知する。

7 募集要項の交付

5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する休日を除き、平成27年5月11日（月）から平成27年5月29日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。
なお、郵送で交付を求める場合は、205円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（定形外形角形2号）を郵送等により送付すること。

8 説明会

- (1) 日時及び場所

平成27年5月22日（金）午後2時
秋田県鹿角市花輪字六月田1 鹿角地域振興局 特別会議室

- (2) その他

説明会への参加を希望する者は、平成27年5月20日（水）正午までに、10に掲げる場所へファクシミリ又は電子メールで連絡すること。

9 その他

- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。
- (2) 指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (3) 八幡平オートキャンプ場の利用料金は、県が定める基準額の範囲内で指定管理者が知事の承認を受けて額を定め、指定管理者の収入となる。
- (4) 指定管理者は、施設内において、県の許可を得て、広告事業その他の事業を行うことができる。
- (5) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがある。
- (6) その他詳細は、募集要項による。

10 問い合わせ先

秋田県観光文化スポーツ部観光戦略課総務班
（電話番号018-860-1461 ファクシミリ018-860-3868 E-mail kankousenryakuka@pref.akita.lg.jp）